

事件番号：J P 2 0 1 0 - 0 0 0 5

裁 定

申立人：

(名称) ソシエテ デ オー ド ヴォルヴィック

(住所) ヴォルヴィック 6 3 5 3 0 ゾーン アンデュストリエル デュ シャン  
セ

代理人：弁護士 佐藤雅巳

          弁護士 古木睦美

登録者：

(名称) 株式会社S o l e B r a i n

(住所) 仙台市泉区南光台 4 - 9 - 5

日本知的財産仲裁センター紛争処理パネルは、J P ドメイン名紛争処理方針、J P ドメイン名紛争処理方針のための手続規則及び日本知的財産仲裁センターJ P ドメイン名紛争処理方針のための手続規則の補則並びに条理に則り、申立書および提出された証拠に基づいて審理を遂げた結果、以下のとおり裁定する。

なお、答弁書は提出されなかった。

1  裁定主文

          ドメイン名「VOLVIC. JP」の登録の取消しをせよ。

2  ドメイン名

          紛争に係るドメイン名は「VOLVIC. JP」である。

3  手続の経緯

          別記のとおり。

4  当事者の主張

    a  申立人

          申立人の主張は以下のとおりである。

          登録者は本件紛争に係るドメイン名「VOLVIC. JP」を登録しているところ、このドメイン名（以下、「本件ドメイン名」ともいう）のセカンドレベルドメインは申立人の登

録商標「VOLVIC」と同一であり、かつ、「V o l v i c」を要部としこれと図形との結合商標からなる登録商標を実質的に模写し、当該登録商標における申立人の名声を利用する意図をもって登録者は本件ドメイン名を登録している。本件ドメイン名は、申立人の商標と混同を引き起こすほどに類似し、登録者は本件ドメイン名について正当な利益を有していない、そして本件ドメイン名は不正の目的で登録され且つ使用されている、というものである。

かかる理由に基づき、申立人は、ドメイン名登録の取消を請求した。

#### b 登録者

登録者は答弁書を提出しなかった。

### 5 争点および事実認定

パネルが紛争を裁定するに際し、J Pドメイン名紛争処理方針のための手続規則第15条(a)は、パネルに次のように指図している。「パネルは、提出された陳述・文書および審問の結果に基づき、処理方針、本規則および適用されうる関係法規の規定・原則、ならびに条理に従って、裁定を下さなければならない。」

また、J Pドメイン名紛争処理方針第4条a.は、申立人が次の3項目のすべてを立証しなければならないことを定めている。

「(1) 登録者のドメイン名が、申立人が権利または正当な利益を有する商標その他表示と同一または混同を引き起こすほど類似していること

(2) 登録者が、ドメイン名の登録についての権利又は正当な利益を有していないこと

(3) 登録者のドメイン名が、不正の目的で登録または使用されていること」

以下、かかる定めに基づき、申立人は上記項目について立証しているか否かを判断する。

5-1 「登録者のドメイン名が、申立人が権利または正当な利益を有する商標その他表示と同一であり、または混同を引き起こすほど類似していること」について

(1) 登録者は、本件ドメイン名「VOLVIC. JP」を、本申立日現在、登録している(甲第1号証)。登録者は、商号を株式会社S o l e B r a i nとする標記の住所に所在する株式会社であり、仙台市青葉区中央1-3-1 A E R 8階に事務所を有し、SEO/SEMコンサルティング、ホームページ制作などを業としている(甲第2号証)。申立人の主張によれば、登録者と、申立人及び申立人のミネラルウォーター「V o l v i c」の日本における輸入販売元であるダノンウォーターズオブジャパン株式会社との関係はない、とされている。

(2) 申立人のミネラルウォーターの表示「V o l v i c」の周知性

ア 申立人は、ヨーグルトの生産量で世界第1位、エビアン (E v i a n)、ボルヴィック (V o l v i c) 等のミネラルウォーターの販売量で世界第2位、ビスケットの生産量で世界第2位を占めるフランスの企業G r o u p D a n o n e (グループダノン)(甲第3号証、甲第4号証)のミネラルウォーター「V o l v i c」の製造販売を業とする会社である(甲第4号証)。

イ 申立人の製造するミネラルウォーター「V o l v i c」は、グループダノンに属する会社であるソシエテ アノニム ド オー ミネラル デビアン(Société Anonyme des eaux minérales d'Evian) が100%出資するダノンウォーターズオブジャパン株式会社が販売促進及びブランド管理を行ない(甲第4号証、甲第5号証)、キリンビバレッジ株式会社、コンパニー ジェルヴェー ダノン(ダノングループのヨーグルト部門の会社である)及び三菱商事株式会社の3社の合弁会社であるキリンMCダノンウォーターズ株式会社が輸入販売している(甲第6号証)。

ウ ダノンウォーターズオブジャパン株式会社は、そのウェブサイト「V O L V I C . C O . J P」(甲第7号証)で、申立人の「V o l v i c」ブランドのミネラルウォーターの紹介宣伝に努めている(甲第8号証)。なお、申立人のウェブサイトのドメイン名は、「v o l v i c . f r」である(甲第9号証)

エ 申立人の、商標「V o l v i c」を使用したミネラルウォーターは、1986年の日本市場への参入(甲第4号証)以来、着実に市場シェアを拡大し、その売上数量も年々増大しており(甲第10号証)、輸入ミネラルウォーターの中で最大のシェアを誇っていることが窺える(甲第11号証)。

オ 申立人の製品は、ダノンウォーターズオブジャパン株式会社の関連会社であるキリンMCダノンウォーターズ株式会社により、「V o l v i c」をハウスマークとして使用し、販売されている(甲第8号証)。

カ ダノンウォーターズオブジャパン株式会社及びキリンMCダノンウォーターズ株式会社は、積極的にさまざまな雑誌を通じて宣伝広告に努めるとともに、同時にテレビ等を通じ、「V o l v i c」製品のテレビ露出キャンペーンを行ってきた(甲第12号証の1ないし甲第12号証の8)。こうしたさまざまな宣伝広告やキャンペーンを通じて、表示「V o l v i c」は、申立人がそのミネラルウォーターに使用する商標として、本件 JP ドメイン名の登録当時(2008年5月1日)既に我国において周知であり、今日においても周

知であることが認められる。

キ 申立人は、我国に、文字表示「VOLVIC」について、そして「VOLVIC」を要部としこれと図形表示との結合表示からなる多数の商標登録を有するとともに（甲第14号証の1、14号証の6ないし14号証の9）、国際登録商標を有している（甲第14号証の1ないし甲第14号証の12）。

(3) 「同一または混同を引き起すほど類似していること」について

本件ドメイン名において、「JP」は国コードトップレベルドメインであり、要部は、セカンドレベルドメインである「VOLVIC」にある。

本件ドメイン名のセカンドレベルドメイン「VOLVIC」と申立人の周知の表示である「V o l v i c」とを対比すると、本件ドメイン名のセカンドレベルドメインの外観と申立人の周知の表示「V o l v i c」の外観とは第2文字以下の大文字小文字の相違に過ぎないから、本件ドメイン名のセカンドレベルドメイン「VOLVIC」は申立人の周知の表示「V o l v i c」と外観において実質的に同一である。

また、本件ドメイン名のセカンドレベルドメイン「VOLVIC」から生ずる称呼「ボルビック（又は「ボルヴィック」、「ヴォルヴィック）」は、申立人の周知の表示である「V o l v i c」から生ずる称呼「ボルビック」（又は「ボルヴィック」「ヴォルヴィック）」と一致する。

さらに、本件ドメイン名のセカンドレベルドメイン「VOLVIC」と申立人の周知の表示である「V o l v i c」から生ずる観念は、強いていえばいずれも地名を観念することを除いて、格別の意味を有するものではない。

したがって、本件ドメインのセカンドレベルドメイン「VOLVIC」は、申立人の周知の表示「V o l v i c」と実質的に同一であるといい得るものであり、少なくとも混同を引き起こすほど類似しているといえることができる。

5-2 「登録者が、当該ドメイン名に関係する権利または正当な利益を有していないこと」について

本件ドメイン名の登録者である株式会社S o l e B r a i nは、仙台市泉区南光台4-9-5所在のSEO/SEMコンサルティング、ホームページ制作、リスティング広告販売、労務コンサルティングを業とする株式会社であるが、申立人と業務上又は組織上のなんらかの関係を有することについての知られた社会的な事実もない。

また、本件ドメイン名は、現在、使用されていないが、申立人の提出する証拠（甲第1

5号証の1)によれば、登録者は、かつて本件ドメイン名の下で、「v o l v i c FAN」と称する「v o l v i c愛飲家がv o l v i cについて語るサイト」を運営していたとも推認できなくはない。しかしながら、このサイトには、「v o l v i c」、「健康に良い?!」、「他のミネラルウォーターとの違い」及び「在宅ワーク」のタグが付されており、それぞれのタグに導かれるページをみても、「v o l v i c愛飲家がv o l v i cについて語るサイト」が相当期間真摯に運営されていた事実は認めることができないし、かつミネラルウォーター愛飲家に対してさまざまなミネラルウォーターの品質又は内容等について啓蒙的な商品情報が提供されていたとの事実も認めることができない。むしろ、申立人が以下で主張するように、登録者は、周知な表示「V o l v i c」の名声ないし社会的評価を利用して、別サイトに誘導することを通じて、営業利益を獲得しようとするものであると考えるのが合理的である。

登録者は答弁書を提出せず、本件ドメイン名に係る権利又は正当な利益を有していることの証明をしないことも合わせ考慮すると、登録者は本件ドメイン名の登録について権利又は正当な利益を有するものと認めることはできない。

5-3「登録者の当該ドメイン名が、不正の目的で登録または使用されていること」について

上述の通り、本件ドメイン名は、申立人のミネラルウォーターに使用する表示「V o l v i c」と実質的に同一であり、あるいは少なくとも混同を引き起すほど類似し、かつ、当該表示「V o l v i c」は、本件ドメイン名の登録時に周知であったばかりなく、本申立時にも継続して周知であることは、5-1(2)において認定したように明らかである。

本件ドメイン名は、現在、使用されていない。申立人の提出する証拠（甲第15号証の1)によれば、登録者は、かつて本件ドメイン名の下で、「v o l v i c FAN」と称する「v o l v i c愛飲家がv o l v i cについて語るサイト」が運営されていたようにも見えるが、v o l v i c愛飲家がv o l v i cについて意見を交換していたこと、さらにはミネラルウォーター愛飲家に対してさまざまなミネラルウォーターの品質又は内容等について啓蒙的な情報が提供されていたとの痕跡をこのサイトから認めることはできない（甲第15号証の2ないし4）。

このサイトには、「在宅ワーク」のタグが設けられており、このタグをクリックすると、株式会社エリアライズのサイトにジャンプしていた（甲第16号証の1ないし3）。ジャンプした先のサイトは「ネットショップで簡単在宅ワーク」と題するページ（甲第16号証

の2)あるいは「エアースタッフ」と題するページ(甲第16号証の3)であることが認められる。

かかる状況から合理的に判断すれば、登録者は、周知な「V o l v i c」表示の名声ないし社会的評価を利用して、株式会社エアライズのサイトに誘導して、ネットショップへの勧誘と、在宅ワークへの勧誘を行うことで営業利益を獲得させようとしたものと認められる。JPドメイン名紛争処理方針4条b.(iv)の定めるところでは、「商業上の利得」の帰属は登録者に帰属することをいうものとも見えるが、登録者に「商業上の利得を得る目的」あるいは「商業上の利得を得させる目的」という「目的」の認識さえあれば、その帰属が登録者に帰属する場合だけでなく、第三者に帰属する場合も含むと解される。この結論は、この規定b.の本文但書で、不正の目的の認定に際しては、(i)ないし(iv)所定の事情に限定されないと定められているところからも是認できる。

## 6 結論

これまで述べたところから、紛争処理パネルは、登録者によって登録された本件ドメイン名「VOLVIC. JP」が申立人の登録商標と実質的に同一でありあるいは少なくとも混同を引き起こすほど類似し、本件ドメイン名について権利又は正当な利益を有しない登録者により不正の目的で登録されているものと裁定する。

よって、方針第4条iに従って、ドメイン名「VOLVIC. JP」の登録の取消を命ずるものとし、主文の通り裁定する。

2010年9月8日

日本知的財産仲裁センター紛争処理パネル

土肥 一史

単独パネリスト

## 別記 手続の経緯

- (1) 申立書受領日  
電子メール 2010年7月9日 書面 2010年7月9日
- (2) 手数料受領日  
2010年7月9日 申立手数料の受領確認
- (3) ドメイン名及び登録者の確認  
2010年7月12日 JPRS へ照会  
2010年7月12日 JPRS から登録情報の確認  
確認内容：申立書に記載された登録者はドメイン名の登録者であること
- (4) 適式性  
日本知的財産仲裁センター（以下、センターという。）は、2010年7月13日に、申立書が処理方針と規則に照らし適合していることを確認した。
- (5) 手続開始日 2010年7月14日  
手続開始日の通知 2010年7月14日に申立人、登録者、JPRS 及び JPNIC へ通知（電子メール、ファクシミリおよび郵送）
- (6) 登録者への通知日及び内容
  - 1) 2010年7月14日（電子メールおよび郵送）
  - 2) 申立書及び証拠等一式
  - 3) 答弁書提出期限 2010年8月12日
- (7) 答弁書の提出の有無及び提出日  
日本知的財産仲裁センターは、提出期限日までに答弁書を受領しなかったため、2010年8月13日に「答弁書の提出はなかったものと見做す」旨の答弁書不提出通知書を、電子メールと郵送にて申立人および登録者に送付した。
- (8) パネリストの選任 2010年8月19日  
申立人は1名のパネルによって審理・裁定されることを選択。  
中立宣言書の受領日：2010年8月24日  
パネリスト：土肥 一史
- (9) 紛争処理パネルの指名及び裁定予定日の通知  
2010年8月20日 JPNIC および JPRS へ通知（電子メール）  
申立人および登録者へ通知  
（電子メール、ファクシミリおよび郵送）  
裁定予定日：2010年9月8日
- (10) パネリスト指名書及び一件書類受け渡し  
2010年8月19日（電子メールおよび郵送）
- (11) パネルによる審理・裁定  
2010年9月8日 審理終了、裁定。